

浜田支部だより

浜田労働基準監督署

新任のご挨拶と ご紹介

監督・安衛課長

堀尾 知史



本年 4 月 1 日付けで浜田労働基準監督署、監督・安衛課長に着任しました堀尾と申します。島根労働基準協会浜田支部の会員の皆様方には、平素より浜田労働基準監督署の行政運営に多大なる御理解と御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、コロナウイルス感染症の影響が続いているなか、5 月 8 日に新型コロナウィルスの感染症法の位置づけが 5 類に移行することとなっております。これにより、コロナウイルス感染症に関する行政上の対応が大きく変わることになりますが、職場での感染を防ぐ為には、引き

続き感染防止対策を行うことが重要となります。厚生労働省の HP に掲載しております「職場における新型コロナウィルス感染症対策実施のため」取組の 5 つのポイントを確認し、「う！」をご利用いただき、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、労働基準関係法について申し上げますと、4 月 1 日から中小企業についても、60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が、50% に引き上げられました。更に来年の 4 月 1 日から、建設業等の時間外労働の上限規制の適用猶予が終了することとなり、時間外労働に関する制度の枠組みが大きく変わる事となります。事業主の皆様におかれましては、具体的にどのような対応をすればよいか戸惑われている事もあると存じております。

そこで、浜田労働基準監督署といたしましては、働き方改革関連法等の説明会や署内に設置した「労働時間相談・支援コーナー」の周知に努めているところであり、当コーナーでは、長時間労働の是正に向けた取組等に

第 42 号

令和 5 年 4 月

一般社団法人
島根労働基準協会
浜田支部

浜田市町 116-6
石見交 通 階
田町ビル 2

TEL0855-23-5611

関する相談に対応いたしております。

また、御要望に応じて個別訪問による支援も行ってまいりますので、御不明な点等がございましたら、お気軽に御利用ください。さらに、島根労働局の委託事業といたしまして「島根働き方改革推進支援センター」を設置しており、同一労働同一賃金の問題など、特に中小企業・小規模事業場の方々が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ窓口として、法改正に関する相談を受け付けておりますので、こちらのセンターも是非御活用ください。

最後になりましたが、会員の皆様方の益々の御発展・御活躍を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

労災課長

福間 昭 弘



本年 4 月 1 日付けで浜田労働

基準監督署労災課に配属となりました福間と申します。

27 年振りの浜田監督署勤務となりますが、監督署の外観、事務室の様子など、ほぼ当時のままであることから、大変懐かしく感じたところでございます。

さて、島根労働基準協会浜田支部の会員の皆様方には、日頃より労働基準行政の運営につきまして大変ご理解、ご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

私からは着任にあたり本年度の労災補償業務における重点施策について二点ほど述べさせていただきます。

一つ目は新型コロナウィルス感染症に対する対応についてです。

政府の方針により新型コロナウィルス感染症はインフルエンザと同じ 5 類に移行することとなりますが、業務に起因する新型コロナウィルス感染症に係る労災給付につきましては、引き続き迅速かつ適正な調査及び決定を行うこととし、併せて積極的な周知広報に努めて参ります。新型コロナウィルス感染症等の影響による労働保険制度関連の情報につきましては、厚生労働省または島根労働局のホームページで最新の情報をご確認いただければと思いますが、ご不明な点があれば、島根労働局又は当署にお問い合わせください。二つ目としましては、過労死等事案に係る適正な労災認定に

過労死等を巡る国民の関心は高く、とりわけ過労死等の発生を防止するための取組強化に対する社会的要請が強まっております。

長時間労働の是正を大きな柱として、政府が推進する「働き方改革」に労働基準行政として対応することが求められている中、過労死等事案、石綿関連疾患等の労災請求事案に引き続き適切な対応が求められております。

浜田監督署としましては、引き続き認定基準に基づき、迅速かつ適正な労災認定を行い、石綿関連疾患に係る労災制度の周知につきましては引き続き積極的に行って参ります。

以上、重点施策等について二点ほど述べさせていただきましたが、浜田監督署としましては引き続き施策の推進等、きめ細やかな対応に努めていく所存です。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方の益々のご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

監督・安衛課監督係

徳 富 孝 樹

労災課労災係

清 水 涼 汰

浜田労働基準監督署からのお知らせ

島根労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

島根労働局は、県内の、高齢労働者等による転倒・腰痛防止、相次ぐ死亡災害撲滅に向け、「**島根労働局第14次労働災害防止計画**」を策定しました。この計画は、労働災害防止・安全で健康な職場環境実現に向け、令和5～9年度の5か年にわたり島根労働局や事業者等が目指すアウトプット指標・アウトカム指標や重点的に取り組む事項を定めたものです。

事業場の皆様方も労働災害防止の為の継続的な安全衛生管理活動の実施をお願いいたします。計画の詳細は下記島根労働局のHPの下記アドレスをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/_84685.html

島根労働局第14次労働災害防止計画の概要

島根労働局第14次労働災害防止計画は、県内の労働災害防止・安全で健康な職場環境実現に向け、令和5年度から9年度の5か年にわたり島根労働局や事業者等が目指すアウトプット指標・アウトカム指標や重点的に取り組む事項を定めるもの

計画の目指す姿

- 死亡災害の撲滅を目指し、前5年比5%以上減少させ、年平均4人以下とする
- 死傷災害の増加に歯止めをかけ、2027年までに減少させる

アウトプット指標例

- 転倒災害防止に物理的対策・身体的要素を考慮した対策両面から取り組む事業場割合を、R9までに50%以上又は10%増加
- ガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場割合を、R9までに50%以上又は10%増加
- 墜落・転落災害防止を含めたリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場割合を、R9までに85%以上又は10%増加
- はさまれ・巻き込まれ防止を含めたリスクアセスメントに取り組む製造業の事業場割合を、2027年までに60%以上又は10%増加
- メンタル対策に取り組む事業者割合を、R9までに80%以上又は10%増加
- 小規模事業場のストレスチェック実施率を、R9までに50%以上又は10%増加
- 暑さ指数を把握・活用する事業場割合を、R9までに増加

アウトカム指標例

- 増加見込みの50・60代・70歳以上の転倒災害を、労働者増を勘案して2027年までに男女とも減少
- 増加見込みの60歳以上の死傷者数を、労働者増を勘案して2027年までに男女とも減少
- 道路貨物運送業の死傷者数を5%以上減少
- 建設業の死亡者数を、15%以上減少
- 製造業のはさまれ・巻き込まれによる死傷者数を、5%以上減少
- 林業の死亡者を発生させない
- 熱中症による死傷者数を減少させる

8つの重点項目

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 特に中高年齢の女性を中心とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。

令和5年4月1日から中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が大企業と同様に50%に引き上げられました。

例えば、1か月70時間、時間外労働を行った場合、60時間以下は25%の割増賃金率、60時間を超えた時間(10時間分)については50%の割増賃金率で残業代を計算する必要があります。

休日労働の割増率は休日労働時間数にかかわらず、引き続き割増率は35%になっております。

事業場の皆様におかれましては、割増賃金率の計算を適切に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

浜田労働基準監督署では、労働時間規制や年次有給休暇の義務化など、働き方改革関連法令についての出張説明を随時行っています。

労働関係法令に関する各種相談に当署職員が応じますので、お気軽に申し込みください。

(申し込み先) 浜田労働基準監督署 労働時間相談・支援班 電話 0855-22-1840